

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成16年10月12日農林水産省令第78号）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年7月24日農林省令第36号）新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（特定飼料等の種類）</p> <p>第12条 法第7条第1項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七～十 [略]</p> <p>十一～十三 [略]</p> <p>十四～十六 [略]</p> <p>十七～二十 [略]</p>			<p>（特定飼料等の種類）</p> <p>第12条 法第7条第1項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 <u>キサマイシン</u></p> <p>八～十一 [略]</p> <p>十二 <u>チオペプチン</u></p> <p>十三～十五 [略]</p> <p>十六 <u>ハイグロマイシンB</u></p> <p>十七～十九 [略]</p> <p>二十 <u>ポリナクチン</u></p> <p>二十一～二十四 [略]</p>		
別表第1（第14条関係）			別表第1（第14条関係）		
特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準	特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン	[略]	[略]	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン	[略]	[略]
、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘブタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラ	[略]	[略]	、 <u>キサマイシン</u> 、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、 <u>チオペプチン</u> 、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘブタイド、 <u>ハイグロマ</u>	[略]	[略]

ボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]
	[略]	[略]

イシンB、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、ポリナクチン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]
	[略]	[略]

別表第2（第15条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
[略]	[略]	[略]
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]

別表第2（第15条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
[略]	[略]	[略]
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、 <u>キサマイシン</u> 、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、 <u>チオペプチン</u> 、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、 <u>ハイグロマイシンB</u> 、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、 <u>ポリナクチン</u> 、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]

別表第3（第16条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査	基準

別表第3（第16条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査	基準

	に関する組織			に関する組織	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、 <u>キタサマイシン</u> 、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、 <u>チオペプチン</u> 、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、 <u>ハイグロマイシンB</u> 、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、 <u>ポリナクチン</u> 、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン	[略]	[略]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。